

婚姻届(日本人同士が日本方式で婚姻する場合)

- ・届出できる場所...夫または妻の本籍地・所在地(結婚式の挙行地含む)
- ・必要なもの...戸籍謄本もしくは戸籍抄本(本籍地の役所に届出する場合は不要)
届書を持参する人のご本人の確認をしますので、運転免許証、マイナンバーカード等をお持ちください。
- ・婚姻届を提出されますと、住民票の氏と本籍欄は自動的に変更されますが、住所や世帯の変更は、別に届出が必要です。

※婚姻届を提出しただけでは、住所は異動しません。
住所の異動を伴う方は、婚姻届とは別に住所異動も必要になります。

- ・届出した日が婚姻した日になります
- ・氏名は、戸籍通りに記入して下さい。
・男18歳、女16歳に達している必要があります。
- ・転出届をしていても、転入届をされていない場合は、転入前の住所を記入して下さい。
- ・戸籍謄本のとおりに入力して下さい。
- ・実父母の名を記入して下さい。
- ・養父母がいる場合は、その他欄に養父母の氏名、続柄を記入して下さい。
- ・新本籍は、現在ある地番、もしくは、住居表示の街区番号までとなります。
・既に戸籍の筆頭者となっている人の氏を称する場合は新本籍を記入しないで下さい。
- ・未成年者が婚姻する場合、父母(認知した父を含む)は、その他欄に婚姻に同意している旨と署名が必要です。
(別紙でも可)
- ・証人欄に署名がある場合は、それに代えることができます。
- ・届出人がそれぞれ署名して下さい。

婚姻届

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日
第 号
送付 令和 年 月 日 長 印
第 号

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知
兵庫県朝来市長殿

(よみかた)氏名	夫になる人 あさご せいじ 氏 名		妻になる人 わだやま はなこ 氏 名	
	朝来 正治		和田山 花子	
生年月日	昭和 59 年 8 月 3 日		昭和 60 年 10 月 24 日	
住所	朝来市和田山町東谷 213 (番地) 1 番 号		朝来市和田山東谷 213 (番地) 1 番 号	
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名 朝来 正治		世帯主の氏名 和田山 花子	
本籍	朝来市和田山町東谷 123 (番地) 4 地		朝来市和田山町玉置 123 (番地) 4 地	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 朝来 一郎		筆頭者の氏名 和田山 和夫	
父母の氏名 父母との続柄	父 朝来 一郎	続柄 長男	父 和田山 和夫	続柄 長女
(他の養父母はその他の欄に書いてください)	母 恵子		母 幸子	
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍(左のどの氏の人かすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 妻の氏 朝来市和田山町東谷213 (番地) 番			
同居を始めたとき	令和 元 年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別) 年 月 日			
同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあってはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業	
その他	【未成年者の婚姻の記載例】 妻(夫)未成年につき、この婚姻に同意します。 父：住所、氏名、生年月日 母：住所、氏名、生年月日			
届出人	夫 朝来 正治 印		妻 和田山 花子 印	
事件簿番号	住定年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日	年 月 日

- ・外国人の場合は氏名は原則として本国名(語)、生年月日は西暦で本籍は国名を記入して下さい。
- ・20歳以上の人にもらして下さい。
(20歳未満でも婚姻されている人は、成年者となりますので、証人になることができます。)

証 人

署 名	朝来 一郎 印	和田山 和夫 印
生 年 月 日	昭和 30 年 2 月 10 日	昭和 30 年 9 月 25 日
住 所	朝来市和田山町東谷 123 番地 4 番 号	朝来市和田山町玉置 123 番地 4 番 号
本 籍	朝来市和田山町東谷 123 番地 4 番 号	朝来市和田山町玉置 123 番地 4 番 号

・妻が再婚の場合は、妻の待婚期間(100日)が経過していることが必要です。
・ただし、前婚の夫との再婚、前婚解消前に懐胎していた子どもを出産した後に再婚する場合などは除きます。

押印は任意です。

連絡先
電話(123) 4567 番方
(自宅) 勤務先・呼出

・昼間に連絡がとれるところ。
・携帯番号でも結構です。